

目 次

告 示

- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・住民票の職権消除
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・津市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示

公 告

- ・津市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更
- ・平成18年5月分津市農用地利用集積計画
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了

選管告示

- ・選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数について
- ・在外選挙人名簿からの抹消者について
- ・津市長選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書について
- ・津市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書について

津市告示第 280 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 17 年芸濃町告示第 141 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 1 日

津市長 松田直久

1 届出者

河内下自治会

三重県津市芸濃町河内 282 番地 1

代表者 松井靖弘

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、安芸郡芸濃町河内 362 番地から 320 番地、329 番地、285 番地、122 番地、106 番地、55 番地、490 番地 1、201 番地 1、214 番地、222 番地、238 番地 2、273 番地までの区域とする。
変更後	本会の区域は、津市芸濃町河内 362 番地から 320 番地、329 番地、285 番地、122 番地、106 番地、55 番地、490 番地 1、201 番地 1、214 番地、222 番地、238 番地 2、273 番地までの区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町河内 282 番地 1
変更後	三重県津市芸濃町河内 282 番地 1

(3) 代表者の住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町河内 106 番地
変更後	三重県津市芸濃町河内 106 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

(平成 18 年 6 月 1 日 掲示済)

津市告示第 281 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 16 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 1 日

津市長 松田直久

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水 1123 番地

代表者 築原克見

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	安濃町大字清水 1 番地から 1369 番地までの区域とする。ただし、住宅団地が造成され、現に自治会が形成されている地域を除く。
変更後	安濃町清水 1 番地から 1369 番地までの区域とする。ただし、住宅団地が造成され、現に自治会が形成されている地域を除く。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字清水 1123 番地
変更後	三重県津市安濃町清水 1123 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字清水 339 番地
変更後	三重県津市安濃町清水 339 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域及び代表者の住所が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に住所の表示が変更になったため。

(平成 18 年 6 月 1 日 掲示済)

津市告示第282号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月1日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月1日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月1日 掲示済）

津市告示第 283 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 6 年一志町告示第 19 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 2 日

津市長 松田直久

1 届出者

遠河自治会

三重県津市一志町波瀬 2323 番地 3

代表者 中川一益

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、三重県一志郡一志町大字波瀬字遠河、字大世古及び、字堂山のうち町道堂山 44 号線並びに町道堂山 41 号線以北の区域及び、字若園 2212 番地の 3、2192 番地の区域とする。
変更後	会の区域は、三重県津市一志町波瀬字遠河、字大世古及び、字堂山のうち市道堂山 44 号線並びに市道堂山 41 号線以北の区域及び、字若園 2212 番地 3、2192 番地の区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡一志町大字波瀬 2323 番地の 3
変更後	三重県津市一志町波瀬 2323 番地 3

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡一志町大字波瀬 3557 番地
変更後	三重県津市一志町波瀬 3557 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

(平成 18 年 6 月 2 日 掲示済)

津市告示第 284 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 15 年一志町告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 2 日

津市長 松田直久

1 届出者

中村自治会

三重県津市一志町波瀬 2019 番地

代表者 青木敏人

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、一志町大字波瀬字久保 1972 番地、字中村 1988 番地から字中村 2078 番地、字十王寺 2094 番地 1 から字十王寺 2100 番地 1、字十王寺 2172 番地から字十王寺 2177 番地、字若園 2178 番地から字若園 2196 番地、字若園 2223 番地、字堂山 2266 番地から字堂山 2274 番地、字大世古 2345 番地から字大世古 2363 番地 1 までとする。
変更後	会の区域は、津市一志町波瀬字久保 1972 番地、字中村 1988 番地から字中村 2078 番地、字十王寺 2094 番地 1 から字十王寺 2100 番地 1、字十王寺 2172 番地から字十王寺 2177 番地、字若園 2178 番地から字若園 2196 番地、字若園 2223 番地、字堂山 2266 番地から字堂山 2274 番地、字大世古 2345 番地から字大世古 2363 番地 1 までとする。

(2) 事務所の所在地

変更前	一志町大字波瀬 2019 番地
変更後	三重県津市一志町波瀬 2019 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡一志町大字波瀬 2175 番地 3
変更後	三重県津市一志町波瀬 2175 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

(平成 18 年 6 月 2 日 掲示済)

津市告示第285号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により公示する。

平成18年6月2日

津市長 松田直久

1 消除した住民票

- | | | |
|--------------------|----|------------------|
| (1) 津市高野尾町3006番地27 | 榎 | 幸男（昭和9年1月26日生） |
| (2) 津市大門31番30号 | 落合 | 孝美（昭和31年1月14日生） |
| (3) 津市神戸1893番地 | 中村 | 浩之（昭和42年10月27日生） |
| (4) 津市白塚町931番地1 | 藤村 | 茂（昭和39年4月12日生） |

2 消除した年月日

平成18年6月2日

（平成18年6月2日 掲示済）

津市告示第286号

下記の者の交付要求通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年6月2日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

（平成18年6月2日 掲示済）

津市告示第287号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月5日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月5日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月5日 掲示済）

津市告示第 288 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年津市告示第 152 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

東千里自治会

三重県津市河芸町東千里 3058 番地 39

代表者 谷 口 光 順

2 変更に係る事項

(1) 代表者の住所氏名

変更前	三重県津市河芸町東千里 3058 番地 40 後藤 伍男
変更後	三重県津市河芸町東千里 3058 番地 39 谷口 光順

3 変更の理由

総会による選出

4 変更年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(平成 18 年 6 月 6 日 掲示済)

津市告示第 289 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 6 月 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

（平成 18 年 6 月 6 日 掲示済）

津市告示第290号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月7日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月7日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月7日 掲示済）

津市告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、津市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を次の規約により三重県に委託を行ったので、同条第 3 項の規定により告示する。

なお、本件委託事務については、別紙の三重県の関係条例等が本市に適用される旨を同規約附則第 2 項の規定に基づき、併せて告示する。

「別紙」は、省略し、当該条例等を津市市長公室人事課に備え置いて縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 8 日

津市長 松田直久

津市と三重県との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 津市（以下「市」という。）は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の執行を三重県に委託する。

- (1) 公務災害補償等認定委員会に関する事務
- (2) 公務災害補償等審査会に関する事務

（執行の方法）

第 2 条 前条に掲げる委託事務の執行については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年三重県条例第 43 号）、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年三重県規則第 9 号）その他委託事務の執行に関する三重県の規程（以下「三重県条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第 3 条 委託事務の執行に要する経費は、市の負担とし、市は、これを三重県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、三重県知事が津市長（以下「市長」という。）と協議して定める。

第 4 条 三重県知事は、その委託を受けた事務の執行に係る収入及び支出については、三重県予算に計上し経理するものとする。

2 三重県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する収支の明細を市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、三重県知事と市長は、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第6条 三重県知事は、三重県条例等の全部又は一部の改正があった場合においては、直ちに当該三重県条例等を市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、市長は、直ちに当該三重県条例等（委託事務の執行に関する三重県の規程を除く。）を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、告示の日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

2 市長は、この規約を告示する際、併せて三重県条例等が市に適用される旨及び三重県条例等（委託事務の執行に関する三重県の規程を除く。）を公表するものとする。

3 事務の委託の全部又は一部を廃止する場合には、当該事務の委託の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り精算するものとする。

（平成18年6月8日 掲示済）

津市告示第 292 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 11 年河芸町告示第 1141 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 8 日

津市長 松田直久

1 届出者

三行自治会

三重県津市河芸町三行 1223 番地

代表者 須田純正

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、三重県安芸郡河芸町大字三行の全域
変更後	会の区域は、三重県津市河芸町三行の全域

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡河芸町大字三行 1228 番地 1
変更後	三重県津市河芸町三行 1228 番地 1

(3) 代表者の住所氏名

変更前	三重県安芸郡河芸町大字三行 1233 番地 市川 澄生
変更後	三重県津市河芸町三行 1223 番地 須田 純正

3 変更の理由

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

4 変更の年月日

平成 18 年 5 月 6 日

(平成 18 年 6 月 8 日 掲示済)

津市告示第293号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月8日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月8日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月8日 掲示済）

津市告示第 294 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 16 年白山町告示第 77 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 9 日

津市長 松田直久

1 届出者

白山町垣内自治会

三重県津市白山町垣内 675 番地

代表者 天花寺 充

2 変更に係る事項

事務所の所在地	変更前	三重県一志郡白山町大字垣内 675 番地
	変更後	三重県津市白山町垣内 675 番地
代表者の住所	変更前	三重県一志郡白山町大字垣内 675 番地
	変更後	三重県津市白山町垣内 675 番地
地縁による団体の区域	変更前	三重県一志郡白山町大字垣内 1 番から 998 番まで
	変更後	三重県津市白山町垣内 1 番から 998 番まで

3 変更の年月日

平成 18 年 1 月 1 日

4 変更の理由

市町村合併による表示の変更

(平成 18 年 6 月 9 日 掲示済)

津市告示第 295 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 9 日

津市長 松田直久

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 1446 番地

代表者 紀平武則

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	安濃町大字川西 298 番地から 1536 番地までの区域。ただし他の自治会に属する区域を除く。
変更後	安濃町川西 298 番地から 1536 番地までの区域。ただし他の自治会に属する区域を除く。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字川西字東出 1446 番地
変更後	三重県津市安濃町川西 1446 番地

3 変更の年月日

平成 18 年 1 月 1 日

4 変更の理由

市町村合併により住所の表示が変更になったため

(平成 18 年 6 月 9 日 掲示済)

津市告示第296号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により、平成5年一志町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月9日

津市長 松田直久

1 届出者

高野区会

三重県津市一志町高野1170番地5

代表者 中西宣夫

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	区の区域は、一志郡一志町大字高野上ヶ土、字池辺、字池の端、字岩坪、字稲葉、字内屋敷、字大垣内、字上出、字川ノ上、字川原田、字垣外、字北浦、字北出、字北沖、字北野、字北川原、字栗ノ木垣内、字柑子垣内、字小角、字小牧、字小部所、字棧敷田、字下、字寺家、字清水田、字下川原、字下出垣内、字洲合、字ぞうし田、字谷戸、字高寺、字寺前、字道正、字西焼垣内、字西川原、字仁トウ、字野末、字端山、字ハサマ、字東焼垣内、字ヒジノ、字藤垣内、字前山、字宗垣内、字椋田、字屋敷田、字山神戸、字横枕、字脇田、字赤坂1493番地4、1494番地1、1496番地1、1497番地1、1497番地2、1497番地4、1498番地、1498番地1、1498番地3、1499番地1、1504番地1、1505番地2、1506番地1、1507番地1、1528番地、1528番地1、1529番地1、1529番地3、1531番地1～1544番地、字池ノ下202番地1、203番地1、205番地1、206番地1、207番地、208番地1、209番地、210番地2、213番地1、214番地1、215番地1、215番地5、216番地2、217番地1、218番地1、218番地2、218番地6、218番地7、219番地1、220番地1、220番地13、字上野2643番地1、2643番地3、字上川原2020番地4、2026番地1、2027番地2、2028番地1、2029番地1、2030番地1、2032番地1、2032番地3、2033番地1、2034番地1～2034番地4、2035番地1～2035番地3、2036番地、2037番地、2038番地1、2038番地8、2039番地1、2041番地1、2042番地、2043番地2、2044番地1、2045番地、218
-----	--

	<p>2番地、2188番地1～2189番地4、字甲立1905番地～1910番地1、1914番地1～1914番地3、1915番地の1、1936番地の1、1942番地1、1943番地1、1944番地、1945番地、1946番地1、1947番地1、1954番地1、1954番地の4、1955番地1、1955番地2、1964番地10、1964番地11、1965番地1、1965番地5、1965番地の6、字土穴1477番地1、1478番地3、1479番地1、1479番地2、1480番地1、1483番地1～1483番地6、1483番地11、1483番地30、字百町1987番地1、1988番地1、字森本1911番地、1911番地1、1912番地、1913番地、1916番地～1919番地、字柳谷1509番地2、1509番地8、1509番地9、1510番地1、1511番地1、1512番地1～1512番地5、1513番地1、1514番地1、1514番地3、1514番地4、1515番地1～1527番地、1530番地1～1530番地17、1920番地～1930番地3、1932番地1、1932番地5、1932番地6、1933番地1～1935番地、字西甲立1989番地1の区域とする。</p>
<p>変更後</p>	<p>区の区域は、三重県津市一志町高野上ヶ土、字池辺、字池の端、字岩坪、字稲葉、字内屋敷、字大垣内、字上出、字川ノ上、字川原田、字垣外、字北浦、字北出、字北沖、字北野、字北川原、字栗ノ木垣内、字柑子垣内、字小角、字小牧、字小部所、字棧敷田、字下、字寺家、字清水田、字下川原、字下出垣内、字洲合、字ぞうし田、字谷戸、字高寺、字寺前、字道正、字西焼垣内、字西川原、字仁トウ、字野末、字端山、字ハサマ、字東焼垣内、字ヒジノ、字藤垣内、字前山、字宗垣内、字椋田、字屋敷田、字山神戸、字横枕、字脇田、字赤坂1493番地4、1494番地1、1496番地1、1497番地1、1497番地2、1497番地4、1498番地、1498番地1、1498番地3、1499番地1、1504番地1、1505番地2、1506番地1、1507番地1、1528番地、1528番地1、1529番地1、1529番地3、1531番地1～1544番地、字池ノ下202番地1、203番地1、205番地1、206番地1、207番地、208番地1、209番地、210番地2、213番地1、214番地1、215番地1、215番地5、216番地2、217番地1、218番地1、218番地2、218番地6、218番地7、219番地1、220番地1、220番地13、字上野2643番地1、2643番地3、字上川原2020番地4、2026番地1、2027番地2、2028番地1、2029番地1、2030番地1、2032番地1、2032番地3、2033番地1、2034番地1～2034番地4、2035番地1～2035番地3、2036番地、2037番地、2038番地1、2038</p>

	番地 8、2039 番地 1、2041 番地 1、2042 番地、 2043 番地 2、2044 番地 1、2045 番地、218 2 番地、2188 番地 1～2189 番地 4、字甲立 190 5 番地～1910 番地 1、1914 番地 1～1914 番地 3、1915 番地 1、1936 番地 1、1942 番地 1、1 943 番地 1、1944 番地、1945 番地、1946 番 地 1、1947 番地 1、1954 番地 1、1954 番地 4、 1955 番地 1、1955 番地 2、1964 番地 10、1 964 番地 11、1965 番地 1、1965 番地 5、196 5 番地 6、字土穴 1477 番地 1、1478 番地 3、14 79 番地 1、1479 番地 2、1480 番地 1、1483 番地 1～1483 番地 6、1483 番地 11、1483 番 地 30、字百町 1987 番地 1、1988 番地 1、字森本 1911 番地、1911 番地 1、1912 番地、1913 番地、1916 番地～1919 番地、字柳谷 1509 番地 2、1509 番地 8、1509 番地 9、1510 番地 1、 1511 番地 1、1512 番地 1～1512 番地 5、15 13 番地 1、1514 番地 1、1514 番地 3、1514 番地 4、1515 番地 1～1527 番地、1530 番地 1 ～1530 番地 17、1920 番地～1930 番地 3、1 932 番地 1、1932 番地 5、1932 番地 6、193 3 番地 1～1935 番地、字西甲立 1989 番地 1 の区域 とする。
--	--

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡一志町大字高野 1198 番地の 2
変更後	三重県津市一志町高野 1170 番地 5

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 義 弘 三重県一志郡一志町大字高野 950 番地 5
変更後	中 西 宣 夫 三重県津市一志町高野 1328 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また、現状にそぐわなくなったため事務所の所在地の変更及び代表者が平成 18 年 4 月 29 日定期総会において新任。

(平成 18 年 6 月 9 日 掲示済)

津市告示第 297 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 6 年芸濃町告示第 35 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 6 月 9 日

津市長 松田直久

1 届出者

岡本区自治会

三重県津市芸濃町岡本 406 番地

代表者 岩佐俊一

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	岡本区の区域は安芸郡芸濃町大字岡本一番地から一六四五番地とする。
変更後	岡本区の区域は三重県津市芸濃町岡本 1 番地から 1645 番地とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字岡本 406 番地
変更後	三重県津市芸濃町岡本 406 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字岡本 406 番地 岩佐俊一
変更後	三重県津市芸濃町岡本 406 番地 岩佐俊一

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

代表者の氏名及び住所は平成 18 年 5 月 20 日に定期総会において再任

(平成 18 年 6 月 9 日 掲示済)

津市告示第298号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月9日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月9日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月9日 掲示済）

津市告示第299号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月12日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月12日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月12日 掲示済）

津市告示第300号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月13日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及びアスト公共
自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年6月13日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月13日 掲示済）

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号 ド ウビル内	中外電気工業 株式会社	15153
松阪市黒田町1690番地の3	株式会社 トーカイ	15922
大阪府大阪市中央区内久宝寺四丁目3番8号	三陽 株式会社	11293
伊勢市宮後二丁目25番26号	大栄企画 株式会社	14947
松阪市末広町一丁目221番地の1	株式会社 宮本重機	24609
大阪府枚方市招提大谷二丁目20番7号	関西電設 株式会社	7464
東京都港区西新橋三丁目23番5号	株式会社 日本包装リー ス	2002690
鹿児島県鹿児島市祇園之洲町25番地	セイコー機械 株式会社	12831
大阪府大阪市西区靱本町三丁目9番9号	中部開発 株式会社	15187

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
鈴鹿市大池三丁目11番9号	株式会社 三重不動産	23771
大阪府大阪市北区樋上町53番地 高橋ビル 南3号館	大三開発 株式会社	14978
愛知県名古屋市東区泉一丁目20番地2	株式会社 トラストネット	16400
大阪府東大阪府中小阪441番地	大興産業 株式会社	14974
岐阜県加茂郡川辺町上川辺443番地1	武宮建設 株式会社 他 2名	13904
静岡県浜松市住吉三丁目16番11号	浜友観光 株式会社	19885
大阪府八尾市太田新町八丁目210番地	三博工業 株式会社	24313

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪市東淀川区上新庄三丁目19番57号	淀川可鍛鑄鉄 株式会社	27644
奈良県生駒市東生駒月見町132番地の29	大阪産業 株式会社	4024
大阪府大阪市北区池田町8番19の306号	有限会社 タイガーエンタープライズ	27035
大阪府大阪市中央区谷町九丁目2番27号	三和建設 株式会社	11310
岐阜県岐阜市大字鷺山字中朱1767番地13	宗教法人 弘専寺	9197
志摩市志摩町和具784番地の1	丸貞工業 株式会社	23623
大阪府大阪市北区西堀川町16	大広開発 株式会社	14972
大阪府大阪市北区西堀川町17番地 高橋ビル502	日本企画産業 株式会社	18693
大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番27号新大阪ビル新館8階	紀の国住研 株式会社	8015
大阪府大阪市中央区大宝寺町中之町5番地	トーエイ産業 株式会社	15919
大阪府泉南郡熊取町大字久保1628番地の2	株式会社 神和興産	12098

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府東大阪市西堤本通東三丁目14番地の5	有限会社 メイキング関西	24991
兵庫県川西市中央町8番9号	株式会社 クリエイト不動産	8900
奈良県磯城郡田原本町千代607番地の3	株式会社 飯原工務店	998
四日市市小古曾三丁目7番34号	有限会社 三愛	11217
愛知県瀬戸市汗干町68番地	柳原国際観光 株式会社	136181
愛知県瀬戸市汗干町68番地	柳原国際観光 株式会社	10525
津市島崎町179番地	津養魚 株式会社	42562

(平成18年6月14日 掲示済)

津市告示第302号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月14日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）、永井病院前及び
津駅西第一公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年6月14日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月14日 掲示済）

津市告示第304号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月15日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）、江戸橋駅前公共自転車等駐
場
- 2 撤去した年月日 平成18年6月15日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年6月15日 掲示済）

津市公告第56号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月8日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
大里山室町	西川原	3628番	425㎡ うち25㎡	農地	農業用施設用地
戸木町	高川原	892番	1,543㎡ うち184㎡	農地	農業用施設用地

(平成18年6月8日 揭示済)

津市公告第 57 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 18 年 6 月 9 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

（平成 18 年 6 月 9 日 掲示済）

津市公告第 58 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 15 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 6 月 13 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町南羽野 5625-24 ほか 511 筆（第 1 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市大倉 19-1
日の出開発株式会社
代表取締役 田村 憲司

（平成 18 年 6 月 15 日 掲示済）

津市公告第 59 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 6 月 15 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 6 月 13 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市住吉町 813
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市中河原 511
浅生 昇

（平成 18 年 6 月 15 日 掲示済）

津市選挙管理委員会告示 63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成18年6月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,612人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,431人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,861人 |

(平成18年6月2日 揭示済)

津市選挙管理委員会告示64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消する理由が生じた者を次のとおり在外選挙人名簿から抹消する。

平成18年6月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

男	女	計
1人	0人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年6月2日

(平成18年6月2日 掲示済)